

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公表番号】特表2018-537022(P2018-537022A)

【公表日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-519754(P2018-519754)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

G 06 F 21/64 (2013.01)

G 06 F 21/62 (2013.01)

G 06 Q 10/06 (2012.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 Z

G 06 F 21/64

G 06 F 21/62 3 4 5

G 06 Q 10/06 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月28日(2019.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実施方法であって、

ボインタを用いて、分散台帳システムから、アイデンティティ所有者の少なくとも1つの属性について、少なくとも1つの証明にアクセスすることであって、前記少なくとも1つの証明は、前記分散台帳システムの少なくとも2つの状態の間で移動可能であり、前記少なくとも2つの状態は、VERIFIED状態を含み、前記少なくとも1つの証明は、暗号学的証明を含む、ことと、

前記少なくとも1つの属性に対応する値を受信することと、

前記少なくとも1つの属性についての前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあるか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体を信用するかどうかを判断することと、

前記少なくとも1つの証明における前記暗号学的証明が前記少なくとも1つの属性に対応する前記受信した値の有効な証明であるか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されているか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあると判断したことに応答して、前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体は、信用されるべきものであること、前記暗号学的証明は、前記受信した値の有効な証明であること、及び前記少なくとも1つの証明が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されていることを判断することと、

前記アイデンティティ所有者と取引を進めることと、

を含むコンピュータ実施方法。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記分散台帳システムは、少なくとも 1 つのブロックチェーンを用いて実装される、コンピュータ実施方法。

【請求項 3】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記アイデンティティ所有者に関連するバッジに格納され、前記ポインタは、前記バッジへの参照を含む、コンピュータ実施方法。

【請求項 4】

請求項 3 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記バッジは、バッジについての複数のスキーマから選択されたスキーマに従って生成され、前記スキーマは、複数の属性を含み、前記複数の属性は、前記少なくとも 1 つの属性を含む、コンピュータ実施方法。

【請求項 5】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの証明の前記少なくとも 2 つの状態は、PENDING 状態を含み、

前記コンピュータ実施方法は、前記少なくとも 1 つの属性に対応する前記値が前記少なくとも 1 つの証明を照合する責任を持つ実体により照合されたときに、前記少なくとも 1 つの証明を前記 PENDING 状態から前記 VERIFIED 状態に遷移させることを更に含む、コンピュータ実施方法。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの証明の前記少なくとも 2 つの状態は、EXPIRED 状態を含み、

前記コンピュータ実施方法は、前記少なくとも 1 つの属性に対応する前記値が最後に照合されたときに設定されたタイマーの期限切れ後に、前記少なくとも 1 つの証明を前記 VERIFIED 状態から前記 EXPIRED 状態に遷移させることを更に含む、コンピュータ実施方法。

【請求項 7】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの証明が前記 VERIFIED 状態にあるときに限り、前記少なくとも 1 つの証明における前記暗号的証明へのアクセスが許可される、コンピュータ実施方法。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記アイデンティティ所有者は、ユーザである、コンピュータ実施方法。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記分散台帳システムに格納されているデジタルアイデンティティ表現からアクセスされ、前記デジタルアイデンティティ表現は、前記アイデンティティ所有者に関連し、且つ、証明についての規則を実装するプログラムコードを含む、コンピュータ実施方法。

【請求項 10】

請求項 1 に記載のコンピュータ実施方法であって、前記少なくとも 1 つの属性に対応する前記値は、前記分散台帳システムの外部のチャンネルを介して受信される、コンピュータ実施方法。

【請求項 11】

システムであって、

少なくとも 1 つのプロセッサと、

少なくとも 1 つの非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも 1 つのプロセッサによって実行されたときに、前記少なくとも 1 つのプロセッサに、

ポインタを用いて、分散台帳システムから、アイデンティティ所有者の少なくとも 1 つの属性について、少なくとも 1 つの証明にアクセスすることであって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記分散台帳システムの少なくとも 2 つの状態の間で移動可能であり、前記少なくとも 2 つの状態は、VERIFIED 状態を含み、前記少なくとも 1 つの証明は、

暗号学的証明を含む、ことと、

前記少なくとも1つの属性に対応する値を受信することと、

前記少なくとも1つの属性についての前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあるか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体を信用するかどうかを判断することと、

前記少なくとも1つの証明における前記暗号学的証明が前記少なくとも1つの属性に対応する前記受信した値の有効な証明であるか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されているか否かを判断することと、

前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあると判断したことに応答して、前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体は、信用されるべきものであること、前記暗号学的証明は、前記受信した値の有効な証明であること、及び前記少なくとも1つの証明が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されていることを判断することと、

前記アイデンティティ所有者と取引を進めることと、

を実行させる複数の命令を記憶している、少なくとも1つの非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体と、

を備えるシステム。

【請求項12】

請求項11に記載のシステムであって、前記分散台帳システムは、少なくとも1つのブロックチェーンを用いて実装される、システム。

【請求項13】

請求項11に記載のシステムであって、前記少なくとも1つの証明は、前記アイデンティティ所有者に関連するバッジに格納され、前記ポインタは、前記バッジへの参照を含む、システム。

【請求項14】

請求項13に記載のシステムであって、前記バッジは、バッジについての複数のスキーマから選択されたスキーマに従って生成され、前記スキーマは、複数の属性を含み、前記複数の属性は、前記少なくとも1つの属性を含む、システム。

【請求項15】

請求項11に記載のシステムであって、前記少なくとも1つの証明の前記少なくとも2つの状態は、PENDING状態を含み、

前記複数の命令は、前記少なくとも1つのプロセッサによって実行されたときに、前記少なくとも1つのプロセッサに、前記少なくとも1つの属性に対応する前記値が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により照合されたときに、前記少なくとも1つの証明を前記PENDING状態から前記VERIFIED状態に遷移させることを更に実行させる、システム。

【請求項16】

請求項11に記載のシステムであって、前記少なくとも1つの証明の前記少なくとも2つの状態は、EXPIRED状態を含み、

前記複数の命令は、前記少なくとも1つのプロセッサによって実行されたときに、前記少なくとも1つのプロセッサに、前記少なくとも1つの属性に対応する前記値が最後に照合されたときに設定されたタイマーの期限切れ後に、前記少なくとも1つの証明を前記VERIFIED状態から前記EXPIRED状態に遷移させることを更に実行させる、システム。

【請求項17】

請求項11に記載のシステムであって、前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあるときに限り、前記少なくとも1つの証明における前記暗号学的証明へのアクセスが許可される、システム。

【請求項 1 8】

請求項 1 1 に記載のシステムであって、前記アイデンティティ所有者は、ユーザである、システム。

【請求項 1 9】

請求項 1 1 に記載のシステムであって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記分散台帳システムに格納されているデジタルアイデンティティ表現からアクセスされ、前記デジタルアイデンティティ表現は、前記アイデンティティ所有者に関連し、且つ、証明についての規則を実装するプログラムコードを含む、システム。

【請求項 2 0】

請求項 1 1 に記載のシステムであって、前記少なくとも一つの属性に対応する前記値は、前記分散台帳システムの外部のチャンネルを介して受信される、システム。

【請求項 2 1】

少なくとも 1 つのプロセッサにより実行されたときに、方法を実行する複数の命令が符号化された非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記方法は、

ポインタを用いて、分散台帳システムから、アイデンティティ所有者の少なくとも 1 つの属性について、少なくとも 1 つの証明にアクセスすることであって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記分散台帳システムの少なくとも 2 つの状態の間で移動可能であり、前記少なくとも 2 つの状態は、VERIFIED 状態を含み、前記少なくとも 1 つの証明は、暗号学的証明を含む、ことと、

前記少なくとも 1 つの属性に対応する値を受信することと、

前記少なくとも 1 つの属性についての前記少なくとも 1 つの証明が前記 VERIFIED 状態にあるか否かを判断することと、

前記少なくとも 1 つの証明を照合する責任を持つ実体を信用するかどうかを判断することと、

前記少なくとも 1 つの証明における前記暗号学的証明が前記少なくとも一つの属性に対応する前記受信した値の有効な証明であるか否かを判断することと、

前記少なくとも 1 つの証明が前記少なくとも 1 つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されているか否かを判断することと、

前記少なくとも 1 つの証明が前記 VERIFIED 状態にあると判断したことに応答して、前記少なくとも 1 つの証明を照合する責任を持つ実体は、信用されるべきものであること、前記暗号学的証明は、前記受信した値の有効な証明であること、及び前記少なくとも 1 つの証明が前記少なくとも 1 つの証明を照合する責任を持つ実体により電子署名されていることを判断することと、

前記アイデンティティ所有者と取引を進めることと、

を含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2 2】

請求項 2 1 に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記分散台帳システムは、少なくとも 1 つのブロックチェーンを用いて実装される、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2 3】

請求項 2 1 に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも 1 つの証明は、前記アイデンティティ所有者に関連するバッジに格納され、前記ポインタは、前記バッジへの参照を含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2 4】

請求項 2 3 に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記バッジは、バッジについての複数のスキーマから選択されたスキーマに従って生成され、前記スキーマは、複数の属性を含み、前記複数の属性は、前記少なくとも 1 つの属性を含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2 5】

請求項 2 1 に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なく

とも1つの証明の前記少なくとも2つの状態は、PENDING状態を含み、

前記方法は、前記少なくとも一つの属性に対応する前記値が前記少なくとも1つの証明を照合する責任を持つ実体により照合されたときに、前記少なくとも1つの証明を前記PENDING状態から前記VERIFIED状態に遷移させることを更に含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項26】

請求項21に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも1つの証明の前記少なくとも2つの状態は、EXPIRED状態を含み、

前記方法は、前記少なくとも一つの属性に対応する前記値が最後に照合されたときに設定されたタイマーの期限切れ後に、前記少なくとも1つの証明を前記VERIFIED状態から前記EXPIRED状態に遷移させることを更に含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項27】

請求項21に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも1つの証明が前記VERIFIED状態にあるときに限り、前記少なくとも1つの証明における前記暗号学的証明へのアクセスが許可される、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項28】

請求項21に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記アイデンティティ所有者は、ユーザである、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項29】

請求項21に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも1つの証明は、前記分散台帳システムに格納されているデジタルアイデンティティ表現からアクセスされ、前記デジタルアイデンティティ表現は、前記アイデンティティ所有者に関連し、且つ、証明についての規則を実装するプログラムコードを含む、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項30】

請求項21に記載の非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記少なくとも一つの属性に対応する前記値は、前記分散台帳システムの外部のチャネルを介して受信される、非一時的なコンピュータ読み取り可能な媒体。